

目次

章項目	Page
改訂履歴	1
目次	2
一般事項	1
第1章 安全衛生方針	3
第2章 労働者の意見の反映	5
第3章 体制の整備	6
第4章 明文化	11
第5章 記録	12
第6章 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定等	13
第7章 安全衛生目標の設定	23
第8章 安全衛生計画の作成	25
第9章 安全衛生計画の実施等	28
第10章 緊急事態への対応	31
第11章 日常的な点検、改善等	35
第12章 労働災害発生原因の調査等	37
第13章 システム監査	40
第14章 OSHMSの見直し	45
第15章 OSHMSの運用による効果	47

制定日	平成 20 年 3 月 28 日	大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日		
改定日	平成 22 年 1 月 20 日	一般事項	
	平成 24 年 1 月 23 日	中分類	
	平成 年 月 日	ページ	1/2
	平成 年 月 日		

1. 目的
労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(厚生労働省 平成11年告示第59号)に基づき、**■**工場労働安全衛生マネジメントシステム(以下OSHMSと記す)管理マニュアルを制定し、工場における安全衛生水準の向上に資する事を目的とする。

2. 適用範囲
(1) 対象サイト：**■**工場 敷地内
(**■**)
(2) 対象者：パート・派遣社員・嘱託を含める従業員、協力業者、並びに請負業者
(3) 対象活動：**■**及び**■**の製造における
①労働災害の防止
②労働者の健康の増進
③快適な職場環境の形成
を推進するためのマネジメントシステム

3. 定義
(1) OSHMSマニュアル：労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(改正 平成 18 年 3 月 10 日 厚生労働省告示第 113 号)
・JISHA方式適格 OSHMS 基準
に基づき、**■**工場が行う、すべての生産活動に係わる OSHMS についての基本的な活動方針・手順について規定する。
(2) 工場：組織図「安全衛生管理組織図」(OSH-Y-3-1) に示す各課を総称する **■**工場を指す。
(3) 工場長：OSHMS の総責任者
(4) 各課：総務課、資材課、製造課を指す
(5) 各課長：総務課長、資材課長、製造課長を指す
(6) 担当者：課長より指名された責任者

承認 工場長	改訂 部	・下線部の変更
-----------	---------	---------

制定日	平成 20 年 3 月 28 日	大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日	中分類	
改定日	平成 22 年 1 月 20 日 平成 24 年 1 月 23 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日	ページ	2/2
<p>一般事項</p> <p>(7) 事務局：OSHMSの運営の補佐をする</p> <p>(8) 労働安全衛生：社員、臨時雇用者、請負人、来訪者及び職場内にいるその他のすべての関係者の健全に影響を与える諸条件及び諸要因</p> <p>(9) 安全衛生目標：方針を実現するための 工場全体の年度目標</p> <p>(10) 安全衛生計画：目標を達成するために作成される事業場全体の計画</p> <p>(11) 協力会社： 工場のOSHMSで活動を行なう会社</p> <p>(12) パフォーマンス：自らの労働安全衛生方針と目標に基づいて 工場が行なう労働安全衛生リスクの管理に関する、OSHMSの測定可能な結果</p> <p>(13) リスク：想定される危険（有害）事象発生の可能性と結果として起こる程度の組合せ</p> <p>(14) リスクアセスメント：リスクの重要度を見積り、そのリスクが許容可能か否かを決定する全体的なプロセス</p> <p>(15) 安全：危害の受容できないリスクがないこと</p> <p>(16) 許容可能なリスク：法的義務及び自らの労働安全衛生方針に関連して、組織によって耐え得る水準までに低減されたリスク</p>			
承認 工場長	改訂部 ・下線部の変更		

制定日	平成 20 年 3 月 28 日	大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日	中分類	
改定日	平成 22 年 1 月 20 日 平成 22 年 12 月 25 日 平成 23 年 12 月 23 日 平成 年 月 日	ページ	1/2
<p>1. 安全衛生方針の表明 安全衛生方針を定め、これを周知徹底及び順守する為の管理方法を明確にする。</p> <p>2. 工場安全衛生方針の作成 (1) 工場長は、以下の事項を含む 工場安全衛生方針を作成し、工場長自身の署名及び日付（年月日）を記載する。 作成は毎年OSHMSの見直し後に行う。 (2) 安全衛生方針の作成には次の事項を含む。 ① 工場長自らの安全衛生の基本的な考え方。 ② 労働災害の防止を図ること。 ③ 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。 ④ 労働安全衛生法又はこれに基づく命令、事業場において定めた安全衛生に関する規定等を遵守すること。 ⑤ OSHMSに従って行う措置を適切に実施すること。 (3) 安全衛生方針は、次により作成される。 ① 健康づくりに向けての方向を明示すること。 ② 工場の安全衛生活動の実績等を踏まえたものであること。</p> <p>3. 安全衛生方針の見直し 安全衛生方針の見直しは、安全衛生活動の実態の変化、システム監査結果、OSHMSの見直し結果に応じて行う。ただし、工場長が必要と認めた場合には随時実施する。</p> <p>4. 組織への周知方法 (1) 安全衛生方針の組織（組織図参照）への周知は、下記の方法により事務局が行う。 ① 各現場への掲示 ② 朝礼時全員で唱和し確認する（毎月月初め朝礼時） (2) 安全衛生方針の社外への公開方法</p>			
承認 工場長	改訂部 下線部の変更		

制定日	平成 20 年 3 月 28 日	大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日	中分類	
改定日	平成 22 年 1 月 20 日	ページ	2/2
	平成 22 年 12 月 25 日		
	平成 23 年 12 月 23 日		
	平成		
1. 安全衛生方針			
①安全衛生方針は掲示板により掲示し一般に閲覧出来る状態にする。			
承認 工場長		改訂部	下線部の変更

制定日	平成 20 年 3 月 28 日	大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日	中分類	
改定日	平成 22 年 1 月 20 日	ページ	1/1
	平成 24 年 9 月 1 日		
	平成		
2. 労働者の意見の反映			
1. 安全衛生目標の設定等次の事項に当たり、労働者の意見を的確に反映させるため、その機会、担当者、方法を定める。			
(1) 安全衛生目標の設定			
(2) 安全衛生計画の作成			
(3) 安全衛生計画の実施			
(4) 安全衛生計画の実施に関する評価及び改善			
2. 安全衛生目標の設定に当たる労働者の意見の反映手順			
(1) 「安全衛生目標の設定」(OSH-Y-7)の手順により、引継ぎミーティング、班ミーティング、安全推進委員会、安全衛生委員会の場に置いて、労働者の意見を反映する			
(2) 安全衛生目標の変更時は、上記と同様の手順に従い、労働者の意見を反映する。			
3. 安全衛生計画の作成に当たる労働者の意見の反映手順			
(1) 「安全衛生計画の作成」(OSH-Y-8)の手順により、引継ぎミーティング、班ミーティング、安全衛生委員会の場に置いて、労働者の意見を反映する			
(2) 安全衛生計画の変更時は、上記と同様の手順に従い、労働者の意見を反映する。			
4. 安全衛生計画の実施、及び実施に関する評価及び改善における労働者の意見の反映手順			
(1) 「安全衛生計画の実施等」(OSH-Y-9)、「日常的な点検、改善等」(OSH-Y-11)の手順により、引継ぎミーティング、班ミーティング、安全衛生委員会の場に置いて、労働者の意見を反映する。			
(2) 安全衛生計画の変更時は、上記と同様の手順に従い、労働者の意見を反映する。			
承認 工場長		改訂部	下線部の追加